

勝浦市移住支援事業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、勝浦市（以下「市」という。）が千葉県等と共に策定した地域再生計画である「U I J ターンによる起業・就業者創出等計画」に基づき、勝浦市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、予算の範囲内において勝浦市移住支援事業支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することに関し、勝浦市補助金等交付規則（昭和44年勝浦市規則第16号）に定めるもののほか、この要綱において必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 移住支援金の交付対象者は、申請時において、別表第1に定める要件を満たす者のうち、別表第2、3、4又は5のいずれかの要件を満たす者とする。

(移住支援金の額)

第3条 移住支援金の額は、次に掲げる額とする。

(1) 世帯 100万円（18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、100万円を加算する。）

(2) 単身 60万円

(交付申請)

第4条 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、勝浦市移住支援事業支援金交付申請書（別記第1号様式）に必要事項を記入のうえ、別表6に掲げる書類を添付し、当該年度の2月末日（当該日が休日である場合には、休日の翌日）までに市長に提出するものとする。

(交付決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査して移住支援金の交付の可否を決定することとし、交付すると決定した者に対しては勝浦市移住支援事業支援金交付決定通知書（別記第2号様式）により、交付しないと決定した者に対しては勝浦市移住支援事業支援金不交付決定通知書（別記3号様式）によりそれぞれ申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第6条 移住支援金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定対象者」という。）は、勝浦市移住支援事業支援金交付請求書（別記第4号様式）により、移住支援金を請求するものとする。

(届出の義務)

第7条 交付決定対象者は、申請した事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(状況の調査)

第8条 市長は、移住支援金事業が適切に施行されたかどうか等を確認するため、

必要があると認めたときは、移住支援金事業に関する報告を求め、又は立入調査を行うことができるものとする。

(交付決定の取消し及び返還請求)

第9条 市長は、次の表に掲げる要件に該当する場合は、移住支援金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した移住支援金について当該要件に応じて掲げる額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りではない。

区分	返還の要件
全額返還	(1) 交付決定対象者が偽りその他不正な手段により移住支援金の交付を受けた場合 (2) 移住支援金の申請日から3年未満に市から転出した場合 (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合（就職に関する要件の場合） (4) 関係人口の要件における地域の担い手の確保の要件に係る補助金等の交付決定等を取り消された場合または移住支援金の申請日から1年以内に家業から離れた場合 (5) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合
半額返還	移住支援金の申請日から3年以上5年以内に市から転出した場合

2 市長は、前項の規定により移住支援金の交付決定を取り消し、又は交付した支援金の一部を取り消したときは、勝浦市移住支援事業支援金交付決定取消通知書兼返還請求書（別記第5号様式）により、交付決定対象者に通知し、返還を請求するものとする。

3 前項の規定により移住支援金の返還請求を受けた交付決定対象者は、当該移住支援金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は令和2年1月16日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に、この告示による施行前の第2条の規定による交付対象者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に、この告示による施行前の第2条の規定による交付対象者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に、この告示による施行前の第2条の規定による交付対象者、第3条の規定による移住支援金の額及び第9条の規定による返還の要件については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に、この告示による施行前の第2条の規定による交付対象者及び第3条の規定による移住支援金の額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に、この告示による施行前の第2条の規定による交付対象者については、なお従前の例による。

附 則

この告示は令和7年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に、この告示による施行前の第2条の規定による交付対象者については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）移住等に関する要件

	次に掲げる1，2及び3に該当すること。 世帯人員が2人以上の世帯向けの金額の移住支援金の交付を申請する場合にあつては、4にも該当すること。 18歳未満の世帯員を帯同して移住することにより加算を申請する場合にあつては、5にも該当すること。
1 移住元に関する要件	次に掲げる事項の全てに該当すること。ただし、埼玉県、東京都、神奈川県及び千葉県のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の法人・企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。 （1）住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は埼玉県、東京都、神奈川県及び千葉県のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。 （2）住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は埼玉県、東京都及び神奈川県のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）
2 移住先に関する要件	次に掲げる事項の全てに該当すること。 （1）市に令和8年4月1日以降に転入したこと。 （2）移住支援金の申請時において、市に転入後3か月以上1年以内であること。 ただし、千葉県知事からの補助金交付決定前であったことにより、転入後1年以内に申請を行うことができなかった場合には、当該交付決定日から起算して、当該年度の4月1日から転入後1年となる日までの日数を申請受け付け可能とする。

	(3) 市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。
3 その他の要件	次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。 (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者は除く。）でないこと。 ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為 イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為 ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為 (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。 (4) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。 (5) 世帯の全員が過去にこの要綱に基づく移住支援金又は勝浦市若者等定住促進奨励金の受給者でないこと。 (6) 世帯の全員に市税等の滞納がないこと。 (7) その他市長が移住支援金の交付対象者として不適当と認めた者でないこと。
4 世帯に関する要件	次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

	(2) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。 (3) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和5年4月1日以降に市に転入したこと。 (4) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において市に転入後3か月以上1年以内であること。 (5) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、上記3(1)から(3)及び(5)から(7)の全てに該当すること。
5 18歳未満の者に関する要件	次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満であること。 (2) 本事業における申請者でないこと。 (3) 申請者の配偶者でないこと。

別表第2（第2条関係）就職に関する要件

次に掲げる1又は2に該当すること。	
1 一般の場合	次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 勤務地が千葉県内の条件不利地域に所在すること。 (2) 就業先が、移住支援金の対象として千葉県のマッチングサイトに掲載されている求人であること。 (3) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。 (4) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。 (5) 上記(2)の求人への応募日が、マッチングサイトに上記(2)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。 (6) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 (7) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

2 専門人材 の場合	県が実施するプロフェッショナル人材戦略拠点事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 勤務地が千葉県内の条件不利地域に所在すること。 (2) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。 (3) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 (4) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 (5) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
---------------	--

別表第3（第2条関係）テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 法人・企業等に無期雇用契約をされており、所属先等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。 (2) 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。 (3) 内閣府地方創生推進室が実施する地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先法人・企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
--

別表第4（第2条関係）本事業における関係人口に関する要件

勝浦市の創業支援等事業計画に基づく「特定創業支援等事業」（ワンストップ窓口・創業塾）を受けた後、勝浦市で創業した者又は次の（1）のいずれかに該当し、かつ（2）のいずれかに該当する者であること。 (1) 支給対象者の要件 ア 3親等以内の親族が申請者の転入日前から市の住民基本台帳に記録されている者 イ 市内の大学に1年以上在学していた又は卒業した者 ウ 市又は市長が認める地域づくり団体が行う市を訪れる移住促進イベントに参加した者 エ 転入日前に連続して1年以上、市の住民基本台帳に記録されていた者 (2) 地域の担い手確保の要件 ア 市の青年等就農計画の認定を受け、農業に従事している者
--

- イ 水産業インターンシップの受講を終えた（受講終了後５年以内であること。）者又は勝浦市漁業担い手支援事業補助金の交付決定を受け、漁業に就業している者
- ウ 勝浦市空き店舗等活用起業補助金の交付決定を受け、事業を行う者
- エ 個人事業主が行っている家業を承継している者

別表第５（第２条関係）起業に関する要件

移住支援金の申請日までの１年以内に公益財団法人千葉県産業振興センターから地域課題解決型起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

別表第６（第４条関係）

申請者は、その申請内容に応じて次に掲げる書類を提出すること。

- （１）全員が提出を必要とする書類
 - ア 身分証明書の写し（原則、写真付きとする）
 - イ 世帯全員の住民票
 - ウ 住民票を移す直前の１０年間のうち、別表１に定める要件に該当する期間（通算５年以上）の住所が分かる書類
 - エ 市税等に滞納がないことが確認できる書類
- （２）埼玉県、東京都及び神奈川県のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京２３区へ被雇用者として通勤していた者のみが提出を必要とする書類
 - 東京２３区への在勤履歴及び雇用保険の被保険者であったことが分かる書類
- （３）埼玉県、東京都及び神奈川県のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京２３区へ通勤していた法人経営者又は個人事業主のみが提出を必要とする書類
 - ア 履歴事項全部証明書、開業届の写し等（移住元での在勤地を確認できる書類）
 - イ 個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）
- （４）埼玉県、東京都及び神奈川県のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京２３区内の大学に通学し、東京２３区内の法人・企業等へ就職した者のみが提出を必要とする書類
 - ア 卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）
 - イ 東京２３区への在勤履歴及び雇用保険の被保険者であったことが分かる書類
- （５）世帯人員が２人以上の世帯向けの金額を申請する場合に必要な書類 移住元の住民票の除票の写し（申請者を含む２人以上の世帯員の移住元で

の在住地を確認できる書類)

- (6) 別表 2 の要件を満たす申請者のみ提出が必要な書類 勝浦市移住支援事業における就業証明書 (別記第 6 号様式)
- (7) 別表 3 の要件を満たす申請者のみ提出が必要な書類 勝浦市移住支援事業におけるテレワークに関する就業証明書 (別記第 7 号様式)
- (8) 別表 4 の要件を満たす申請者のみ提出が必要な書類
 - ア 勝浦市の創業支援等事業計画に基づく「特定創業支援等事業」を受け、かつ勝浦市から認定を受けたことが分かる書類
 - イ 勝浦市で創業したことが分かる書類
 - ウ 市内に居住している親族との続柄を証する書類
 - エ 市内の大学に在学又は卒業したことを証する書類
 - オ 1 年以上連続して、市の住民基本台帳に記録されていたことを証する書類
 - カ 青年等就農計画の認定書
 - キ 水産業インターンシップの受講を終了した又は勝浦市漁業担い手支援事業の交付決定を受けたことを証する書類
 - ク 勝浦市空き店舗等活用起業補助金の交付決定を受けたことを証する書類
 - ケ 家業の事業内容がわかる書類
 - コ その他市長が必要と認める書類
- (9) 別表 5 の要件を満たす申請者のみ提出が必要な書類 地域課題解決型起業支援事業に係る起業支援金の交付決定通知書